

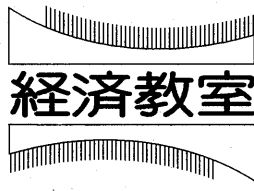
私的録音録画の補償金制度は、すでに存続の基盤を失っており、廃止すべきである。集めた補償金をすべて著作権者に分配するわけではなく創作活動の促進効果を求めているうえ、著作権を侵さない録音録画にも補償金を課すことで、個人の自由な利用を抑える弊害が出ているためだ。

ライセンスに近い効果狙うが

米アップルコンピュータの「iPod」の登場により、私的録音録画補償金制度の存続が問われている。

著作権法が定める補償

金制度はMDレコーダーとMD、CD-RレコーダーとCD-R、DVDレコーダーとCD-R、DVDレコーダーとDVD-RAMレコーダーとDVD-RAMなど政令で



定める一定の録音録画機器と媒体に一定の補償金を課し、これを著作権者などに一定の割合で分配するものである。しかし、コンピュータやその記憶媒体(ハードディスクやメモリーやデータ用CD-R)など録音録画のみを目的としない汎用機器・媒体には補償金は課されていない。

ところが、コンピュータとハードディスクを音楽録音用にコンパクトや絵画などの著作物についたiPodが登場して、その創作者(著作)に、一定期間その利

存続の基盤すでに失う

創作促進効果薄い

自由な利用抑える弊害も

機器に補償金を課すべきなのか、そもそも補償金制度そのものを存続させるべきなのか、いま熱く論じられている。著作権(を与えている。保護を与える根拠について、保護により著作物の創作を促し、社会の享受できる文化を豊かにすることにあると、一般的に考えられている。

したがって、他人の著作物の複製は著作権に抵触し、著作権者からライ

センスを受けなければならぬ。ところが、個人が家庭内で、たとえば借りてきたCDをMDに複製する場合、こうした零

権利者に配分はしない 共通基金

補償金制度は効果においてライセンス市場を製造するものとは異なる。ライ

山本 隆司

弁護士



よる零細な複製に対するライセンス市場の代替措置として、録音録画の専用機器・媒体に補償金をかけその分配を著作権者に与えて、ライセンス市場が存在する場合に近似的効果を意図した制度である。しかし、その「近似的効果」には多くの問題がある。これを意図された効果(創作促進効果)と意図されざる効果(自由利用抑制効果)の両面から見てみよう。

権利者に配分はしない 共通基金

補償金制度は効果においてライセンス市場を製造するものとは異なる。ライ

の20%を権利者に分配せずに、著作権などの保護に関する事業(共通目的事業)に支出されるといふものである。

共通目的事業として主として著作権制度に関する調査研究が行われている。しかしこうした調査研究は、権利者のみの利益ではなく、利用者を含め広く社会一般の利益になるものである。その性質からいえば、国が負担すべき公益事業を、権利者のみで負担して行っていることになる。したが

を下げ、権利者への分配額をより多くするインセンティブ(誘因)は働かない。卑近な例で申し訳ないが、上司が会社の金で飲ませてくれた場合、本来、会社に感謝すべきであらうが、現実には、飲ませてくれた上司に感謝する。指定管理団体は権利者の金を管理費用として支出するが、権利者がその支出を決めるのではないため、権利者への感謝や遠慮は生じにくい。公社・公団が利権化する構図もここにある。

られたのである。CD-Rには補償金はかけられていない。しかし、たとえばiPodによる音楽の録音を考えると、録音される音源と著作権者の関係は、CD-Rを複製する場合に比べて異なる。CD-Rには「データ用」CD-Rを購入して使っている。この事実を知らず、「データ用」という以上音源、すなわち補償金を「データ用」よりも高い課すことに正当性がある。音源は①と②である。あ

「データ用」という以上音源、すなわち補償金を「データ用」よりも高い課すことに正当性がある。音源は①と②である。あ

細な複製行為に、権利者からライセンスを受けようにも、取引金額よりコストが大きすぎ、事実上それは不可能だ。すなわち、ここではライセンス市場は失敗する。

そこで、零細な複製に関するライセンス市場の失敗に対して、著作権法は二つの制度を設けた。著作権の権利制限と補償金制度である。権利制限は、個人による零細な複製に著作権を及ぼしたとしても、ライセンス市場の失敗により、著作物のライセンス収入は増えないので、このような複製行為には著作権が及ばないとするものである。

補償金制度は、個人に

「共通目的基金」の制度は、補償金制度の持つ創作促進効果を減殺するということ意味で補償金制度では、一定の想定と金で賄うものを権利者に負担させているという意味で不公正な制度といわざるをえない。

また、補償金制度において、徴収した補償金の分配業務は、文化庁長官が指定する団体(指定管理団体)が担う。指定管理団体はそれぞれ集めた補償金から管理手数料を徴収するが、権利者にはこのような自由利用抑制効果が無視しうるほど小さい問題は無い。補償金制度が創設された当時においては、そう考え

「データ用」CD-Rに補償金をかけないのに、実質的に同じ「データ用」CD-Rに補償金をかけることは、権利者は利用料を二重に受け取ることになる。こうした自由利用抑制効果は、いずれも無い。さらに、CD-Rやハードディスクにおなじくデジタル録音媒体として代替性のあるMDに補償金をかけることも、同様に市場における資源配分をゆがめる。補償金制度はすでに存続の基盤を失っている。

私的録音補償を問う

補償金制度は、すでに存続の基盤を失っており、廃止すべきである。集めた補償金をすべて著作権者に分配するわけではなく創作活動の促進効果を求めているうえ、著作権を侵さない録音録画にも補償金を課すことで、個人の自由な利用を抑える弊害が出ているためだ。

ライセンス市場の代償措置として、録音録画の専用機器・媒体に補償金をかけその分配を著作権者に与えて、ライセンス市場が存在する場合に近似的効果を意図した制度である。しかし、その「近似的効果」には多くの問題がある。これを意図された効果(創作促進効果)と意図されざる効果(自由利用抑制効果)の両面から見てみよう。

権利者に配分はしない 共通基金

補償金制度は効果においてライセンス市場を製造するものとは異なる。ライ

の20%を権利者に分配せずに、著作権などの保護に関する事業(共通目的事業)に支出されるといふものである。

共通目的事業として主として著作権制度に関する調査研究が行われている。しかしこうした調査研究は、権利者のみの利益ではなく、利用者を含め広く社会一般の利益になるものである。その性質からいえば、国が負担すべき公益事業を、権利者のみで負担して行っていることになる。したが

を下げ、権利者への分配額をより多くするインセンティブ(誘因)は働かない。卑近な例で申し訳ないが、上司が会社の金で飲ませてくれた場合、本来、会社に感謝すべきであらうが、現実には、飲ませてくれた上司に感謝する。指定管理団体は権利者の金を管理費用として支出するが、権利者がその支出を決めるのではないため、権利者への感謝や遠慮は生じにくい。公社・公団が利権化する構図もここにある。

られたのである。CD-Rには補償金はかけられていない。しかし、たとえばiPodによる音楽の録音を考えると、録音される音源と著作権者の関係は、CD-Rを複製する場合に比べて異なる。CD-Rには「データ用」CD-Rを購入して使っている。この事実を知らず、「データ用」という以上音源、すなわち補償金を「データ用」よりも高い課すことに正当性がある。音源は①と②である。あ

「データ用」という以上音源、すなわち補償金を「データ用」よりも高い課すことに正当性がある。音源は①と②である。あ